

えみぐ

きたひろしま



特集：「配偶者暴力防止法」が改正されました

すみぐみ

きたひろしま

特集

配偶者暴力防止法が改正されました

「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）は、平成13年10月に施行されましたが、施行後の経験を踏まえて、平成16年6月2日に改正され、12月2日から施行されています。暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化など、主な改正内容は次のとおりです。

「配偶者からの暴力」の定義の拡大

暴力の内容については、保護命令（※）などに関する部分を除き、身体的な暴力に加えて心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれるようになりました。

※ 保護命令…裁判所に申し立てると、暴力を振るう配偶者に対し、被害者への接近禁止命令や住居からの退去命令が出されます。

保護命令制度の拡充

配偶者からの暴力に加え、離婚後に元配偶者から引き続き受ける暴力に対しても、保護命令の申し立てができるようになり、被害者と同居する未成年の子どもについて、配偶者が連れ戻す疑いがある場合などは、子どもへの接近も禁止できるようになりました。

また、配偶者に住居から退去を命じる期間が2週間から2か月に延長され、併せて住居付近のはいかいも禁じられるようになったほか、退去命令を再度発する必要があるときに限り、再度申し立てることが可能になりました。

市町村による配偶者暴力相談支援センター業務の実施

都道府県のほか、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができるようになりました。

被害者の自立支援の明確化等

配偶者からの暴力防止と被害者の保護に関する施策については、国は基本方針を、都道府県は基本計画を定めることとなりました。

また、配偶者暴力相談支援センターが、就業促進や住宅確保といった自立支援について、情報提供や関係機関との連絡調整などを行うことが明確にされたほか、民間団体との連携に努めることとされました。

このほか、警察などによる援助や被害者の保護にかわる職員への苦情処理、外国人や障がい者などへの対応についても盛り込まれ、施行後3年をめどとして、あらためて規定の見直しが行われることとなっています。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

DV(夫やパートナーからの暴力)の相談窓口

- 北広島市保健福祉部児童家庭課
相談員：母子自立支援員
☎011-372-3311(内線814)
【相談時間】
平日：午前9時30分～午後4時
- 北海道立女性相談援助センター
☎011-666-9955
【相談時間】
平日：午前9時～午後5時
- 北海道男女平等参画推進室
☎011-221-6780
【相談時間】
平日：午前9時～午後5時
- 駆け込みシェルター運営委員会
☎011-622-7240
【相談時間】
平日：午前10時～午後5時
- 女性の人権ホットライン
☎011-728-0783
【相談時間】
平日：午前8時30分～午後5時

ドメスティック・バイオレンス (DV) 人権侵害であり、犯罪となる行為です

ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者（内縁関係を含む）だけでなく、恋人、婚約者、同棲相手、別居中の配偶者、元配偶者、元婚約者など「親密な関係にあるパートナーからの暴力」のことです。

DVが起こる背景

夫・パートナーからの暴力は、女性の基本的人権の享受を妨げ自由を制約するものでありながら、「家庭内のこと」などとプライベートな問題として扱われがちです。

こうした女性への暴力を生み出す根底には、女性に対する差別意識、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や男尊女卑の考え方などが社会システムや慣行の中に未だ多く根づいていることが原因のひとつです。

また、これまで暴力から逃れたい女性を保護し、自立を援助するシステムも十分ではなかったことから、こうした暴力が表面化にされず、繰り返し暴力が行われるといった悪循環を深めることとなっています。

ドメスティック・バイオレンスをなくすためには、社会的な人権問題として捉え、それらの意識を変えていくことが必要です。

DVの実態 女性の5人に1人がなんらかの被害
女性の20人に1人が命の危険

1/5
/20

加害者のタイプとあらわれかた

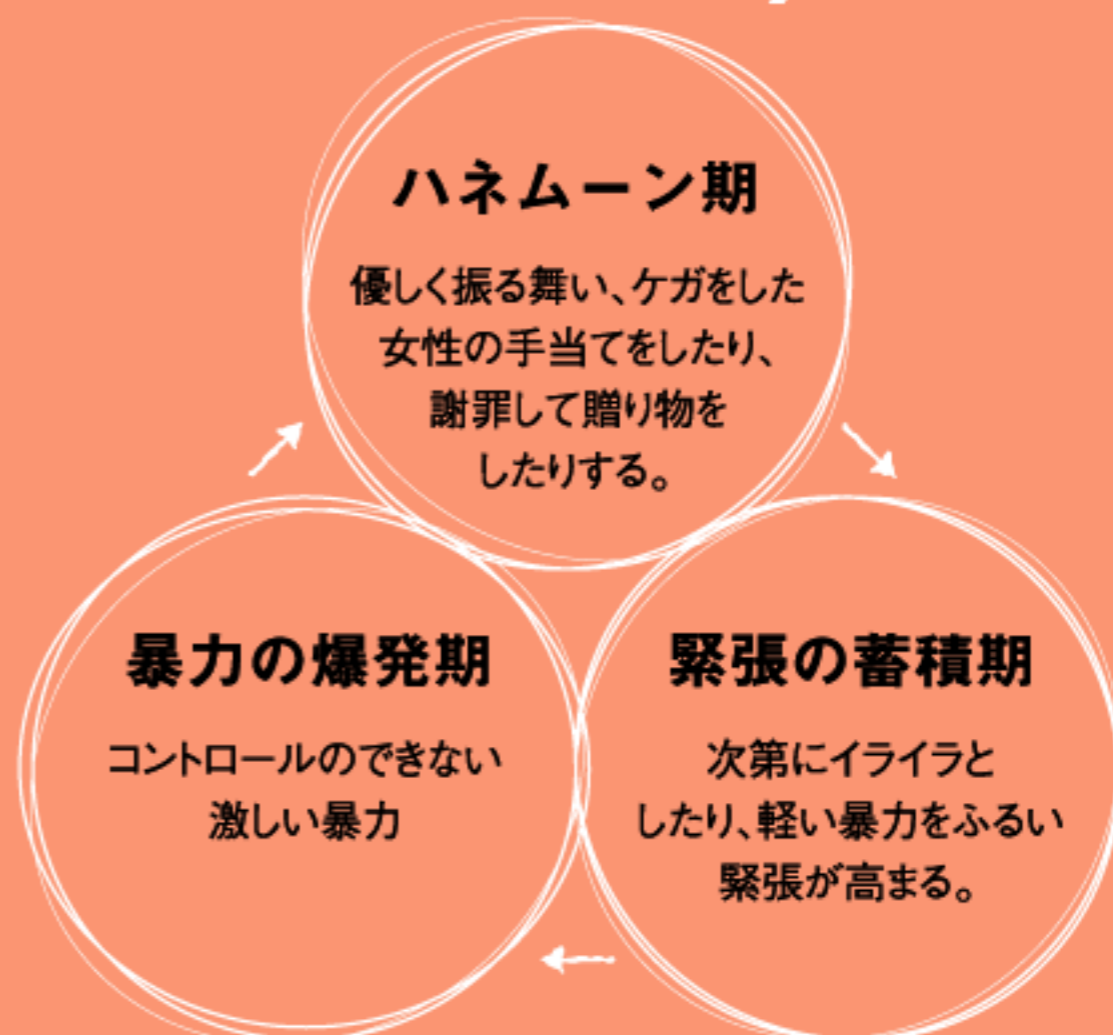
暴力を振るう加害者については、一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収に関係なく起きています。むしろ、人当たりが良く、社会的信用もあり、周囲の人からは「家で妻に対して暴力を振るっているとは思えない」と思われている人も少なくありません。

また、いつも暴力を振るう一方で、急に優しく振舞うなど一定のサイクルにより行われることも多く、女性に「今度こそ改めてくれるのでは…」と期待をいだかせるケースもあります。

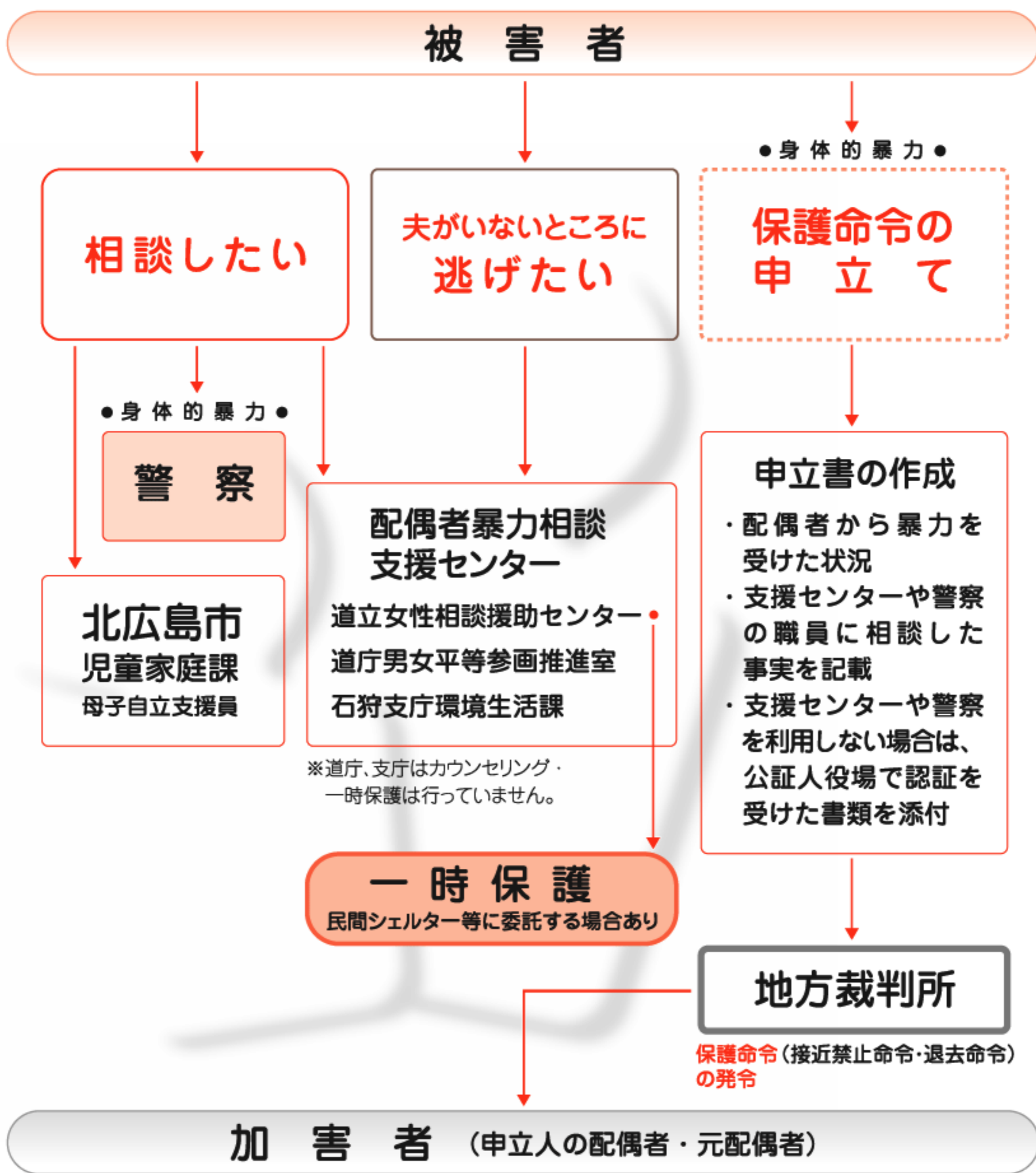
子どもへの影響

家庭などの場において、子どもが暴力を受けたり、母親への暴力を目撃することは、子どもに大きなストレスを与えていると言われています。その影響で子どもに心身の症状が現れることがあります。

また、暴力を感情表現や問題解決の手段として、知らず知らずのうちに身につけてしまうことも心配されています。



配偶者暴力防止法(DV防止法)の流れ



保護命令

被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含む）に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」があります。

○接近禁止命令

被害者に、（被害者と同居している未成年の子についても可能）の身辺へのつきまといなど6か月間禁止するもの。再度の申立ても可能

○退去命令

加害者に、2か月間、住居からの退去を命じるもの。再度の申立ても可能。

保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

女性のチャレンジ

仕 事と家庭の両立を望みながら、現実にはできずにいる女性は多いと思います。私が結婚したころは、結婚や出産を期に退職することが一般的でした。私自身も仕事をしながら子育ては無理だと思っていました。ですが、復職する気持ちは持ち続けていて、退職後も社会とかかわっていかうと考えていました。司法書士も30歳を過ぎてから勉強を始め、取得することができましたが、その間、家事や育児の面では、夫の協力・理解が大きかったと思います。

男 は仕事、女は家庭という固定的な考えは、ある程度意識改革が進んでいると思いますし、仕事柄意識することはありません。女性であることが、今の仕事で何ら不利益はありません。ただ、同年代の男性には今でも固定的な考えはあるようです。息子夫婦を見ると若い世代には、そのような意識はないように感じます。母親の意識・育て方が関係しているのではないのでしょうか。

女 性も社会とかかわることが大切だと思います。職業を持つことだけがすべてではありません。ボランティアやNPO活動など社会参加の方法はいろいろあります。何かしたいと考えている女性は多いと思っています。出産でキャリアを中断し、再び取り戻すことには難しい面もありますが、新しいことを始めるチャンスでもあります。

(広報きたひろしま 2004.11 掲載)



司法書士

大滝和子さん
(白樺町)



北広島市男女平等参画・児童虐待防止を考える講演会 「子どもの主体性を認めた大人の対応を」 弁護士 内田 信也さんが語る

平成17年1月25日、芸術文化ホールにおいて、弁護士で日弁連子ども権利委員会や北海道子どもの虐待防止協会などでご活躍の内田信也さんを招いて講演会を開催しました。内田さんは「大人たちに今できること～子どもの権利を守るために～」と題して、家事事件に見る親子関係の実態と児童虐待、非行少年の問題について講演しました。その中で、「親権の制約」に関しては旧態依然、

「親権神話」や「親権」の壁が厚く、親権喪失を認めてもらうのはかなり困難なのが実情で、そもそも親権とは、親が子どもに対してもっている「権利」ではなく、「子どもをひとりの社会人として養育する親の義務」と強調。また、児童虐待のなかでも問題なのがネグレクト（養育の怠慢・拒否）で、不適切な親が、普通の子育てと思っていること。第三者が気付かなければ表に出にくいことから、おせっかいのプロにならなければならないと力説。非行に走るか否かは、虐待された後にどんな大人と人間関係をつくることのできたか、誰と出会ったかが重要で、その子の人格・人間性を認めて話を聞いてあげ、自己肯定観を付けることにより立ち直り、非行に走らないとのこと。非行少年問題は大人の責任であり、具体的な事例と笑いを交えての講演会でした。

男女平等参画

平成17年2月11日～17日にエルフィンパーク交流広場で、男女共同参画社会の状況や少子化（仕事と子育ての両立）について紹介する「男女平等参画パネル展」を開催しました。

パネル展



男女平等参画フォーラム 「素敵な男女のコミュニケーションのために」

～ことば上手になる秘訣教えます～

堺 なおこさん(元STVアナウンサー)



平成17年2月24日、芸術文化ホールでアナウンサーの堺なおこさんを招いて講演会を開催しました。より良いコミュニケーションとは、五感をすべて使って行い、座り方にも工夫すること。早速、表情づくりに「割り箸で作る微笑みの法則」をペアになって実践しました。また、声づくり、座り方、発声のトレーニングなど「印象度アップ」に参加者も和やかな雰囲気を受講されました。



「割り箸で作る微笑みの法則」の実践風景

「あいづち」の工夫についてのお話

私がSTVに入局した当時は、まだまだ男性中心の社会でした。女子アナに与えられていたことといたら電話番号をいったりメインの男性アナにあいづちを打つことでした。すごく落ち込みましたが、自分に与えられている場はここにしかなかったのです。では、その中でどうやって私自身が輝いていけるのか。

そこで考えたのが、今日の番組全部に違うあいづちを打ってやろうと思ったのです。やり始めたらものすごく疲れ、奥が深いものでした。それから約1ヶ月後、「あなたの笑いを聞くとホッとする」「あなたの声を聞くと元気になれる」といわれ、私自身の存在に気がついて貰えたのです。私の足固めはここだと思ったのです。あいづちのうち方に「！」マークと「？」マークを使って、「あいづち」に意思をもたせようと思ったのです。みなさんも、普段使っているあいづちにこれらを活用してみてください。

講師を派遣します

男女平等参画の学習



市民の皆さんに、男女平等参画についての学習や研修の機会をもつていただくため、皆さんが企画・開催する学習会などに講師を派遣します。お気軽にお申し込みください。

- 対象 市内の住民団体・グループ・サークル・企業・事業所など
- 内容 1講座2時間ほどで、派遣する講師は希望団体と協議して決定
- 申込み 男女平等参画担当
(☎372-3311 内線636)

各種申請書等から性別記載を削除

市では、心と体の性の不一致に悩む「性同一性障害」(GID)の方たちへの配慮から、市への申請書や市が発行する証明書などに性別の記載があることにより、不必要に嫌な思いをすることのないように、また、障がいのある方の社会活動への参加の妨げにならないようにと、平成16年4月1日から可能な限り各種申請書等から性別記載を削除することにしました。

発行日：平成17年3月
発行：北広島市
企画・編集：市民環境部 男女平等参画担当
北広島市中央4丁目2-1
電話：(011)372-3311 FAX：(011)372-6188
Eメール：danjo-sankaku@city.kitahiroshima.lg.jp